

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）等の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 文京区特別区税条例の一部改正

ア 非課税範囲の見直し

事項	改正内容
1 第 10 条 (改正) (区民税の非課税の範囲)	非課税措置の対象について、単身児童扶養者及び寡夫を対象から除き、「ひとり親」を加える。 ※「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。 ① その者と生計を同一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有すること。 ② 前年の合計所得金額が 500 万円以下である。 ③ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は、非課税措置の適用外とする。

イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

事項	改正内容
2 第 17 条 (改正) (所得控除)	寡婦（寡夫）控除の見直し ① 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が 500 万円以下）について「ひとり親控除」を適用する。 ② 子以外の扶養親族を持つ寡婦について寡婦控除を適用する。（前年の合計所得金額が 500 万円以下） ③ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は、ひとり親控除及び寡婦控除の適用外とする。 ④ 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止する。

ウ 扶養親族等申告書の記載事項の変更

事項	改正内容
3 第 24 条の 2 (改正) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずる。
4 第 24 条の 3 (改正) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	

※ その他第 23 条について引用条文の変更を行う。

エ 特別区たばこ税の見直し

事項	改正内容
5 第 49 条 (改正) (たばこ税の課税標準)	<p>① 軽量な葉巻きたばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、当該葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 1 本に換算する方法とする。</p> <p>② 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、1 本当たりの重量が 0.7 g 未満の葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 0.7 本に換算する方法とする。</p>

※ その他第 51 条、第 51 条の 3 について、文言等の整備を行う。

オ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の延長等

事項	改正内容
6 付則第 4 条 (延長)	<p>① 肉用牛の売却による事業所得に対する区民税の所得割の免除又は課税の特例の適用期限を 3 年延長し、令和 6 年度までとする。</p> <p>② 適用対象となる売却の範囲に、農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う売却を加える。</p>

カ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の創設

事項	改正内容
7 付則第 10 条 (改正)	個人が都市計画区域内にある低未利用土地等で、一定の要件を満たすものを譲渡した場合には、当該長期譲渡所得から 100 万円（当該長期譲渡所得の金額が 100 万円未満の場合は、当該長期譲渡所得の金額まで）を特別控除する。

キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の延長

事項	改正内容
8 付則第 11 条 (延長)	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長し、令和 5 年度までとする。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する改正】

ク 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長

事項	改正内容
9 付則第 5 条の 3 (延長)	軽自動車税環境性能割の税率の 1 % を軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

ケ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等

事項	改正内容
10 付則第 16 条 (新設)	申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者が、当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない期間について、通知を受けた日から 20 日以内とする。 ※徴収猶予の特例とは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する区民税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が令和 2 年 2 月以降に前年同期に比べおおむね 20% 以上減少し、納付を行うことが困難な場合の徴収猶予（無担保・無延滞金）のこと。

コ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

事項	改正内容
11 付則第 17 条 (新設)	消費税率 10% が適用される住宅取得等に係る住宅ローン控除の適用で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入居開始が期限（令和 2 年 12 月 31 日）に遅れた場合でも控除期間を 1 年間延長する。（適用される区民税の年度を「令和 16 年度」までとする。）

(2) 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年 5 月文京区条例第 1 号）の一部改正第 3 条のうち、文京区特別区税条例第 10 条の改正規定について、文言等の整備を行う。

3 施行期日

(1) 文京区特別区税条例の一部改正

公布の日	事項 3、事項 4、事項 6 及び事項 8 から事項 10 まで（第 24 条の 2、第 24 条の 3、付則第 4 条、付則第 5 条の 3、付則第 11 条及び付則第 16 条）
令和 2 年 10 月 1 日	事項 5 の②（第 49 条）
令和 3 年 1 月 1 日	事項 1、事項 2、事項 7 及び事項 11（第 10 条、第 17 条、付則第 10 条及び付則第 17 条）
令和 3 年 10 月 1 日	事項 5 の①（第 49 条）

(2) 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正

公布の日